

白河第二中学校建設事業基本構想

(白河第二中学校施設整備検討委員会報告書)

平成29年 12月

白河第二中学校施設整備検討委員会

目 次

I	はじめに	1
II	敷地等の現状及び生徒推移並びに通学区	2
III	改築等の基本理念	4
IV	基本方針	4
V	施設建設の手法	5
VI	具体的な諸室等のあり方	6
VII	今後の課題	13
	資料	冊末添付

I はじめに

1. 改築等の必要性

学校施設は、次代を担う生徒達の学びの場、生活の場として、また、地域の交流や防災の拠点としても、今後、ますます多機能な役割を担う重要な施設である。

また、近年、国際化社会、情報化社会、少子高齢化社会の到来など、社会全体が大きな転換期を迎えており、時代の要請に対応する学校施設のあり方が求められている。

白河第二中学校は、昭和36年建設の木造校舎（特別教室棟美術室など）、昭和39年建設の木造校舎（特別教室棟技術室など）、昭和47年建設の主たる校舎（RC造普通教室、特別教室、管理諸室）から構成されているが、校舎内外のモルタル剥離や原因特定困難な雨漏り、給排水設備等の故障など、毎年度、多額の維持管理費用を要している。

このような状況の中、平成20年度に実施した耐震診断の結果、耐震不足による校舎及び体育館の補強工事やトイレ洋式化工事等の環境改善のための改修工事等を繰り返してきたところであるが、施設の老朽化は一定の範囲を超えており、生徒の安心・安全の確保は最優先されるべきであることから、今般、白河第二中学校施設整備検討委員会を設置し、今後の学校のあり方等を検討し、改築等の基本となる構想をまとめた報告書を策定したものである。

2. 検討委員会の目的

検討委員会は、老朽化による白河第二中学校について、今後、改築計画を進めるため、地域環境、校地の特長等を考慮し、多様な学習活動に対応する学校施設のあり方について検討することを目的とするものである。

3. 白河第二中学校の歴史

白河第二中学校は、昭和22年に創立され、昭和24年に現校舎のある和尚壇に移転し、昭和30年代には、生徒の増加に伴い木造校舎を増築し、昭和47年に現校舎とプールが建設された。昭和49年には、現屋内運動場を建設し、昭和36年と昭和39年建設の木造校舎を一部の残した形で現在に至っている。

また、学校の立地条件や住宅開発の状況から、西郷村から生徒が就学してくる特徴があり、平成12年頃には、全校生徒が600人を超えるまで増加し、平成14年度には、仮設の軽量鉄骨校舎の増築など行ってきた。

本市では、2番目に大きな規模であったが、現在では最も生徒数の多い学校となり、狭隘な敷地のなか工夫を凝らし、学習活動や部活動にも盛んに取組み、過去には陸上競技で全国大会優勝を果たすなど、文武両道の業績を積み重ねてきた歴史を誇っている。

II 敷地等の現状及び生徒推移並びに通学区

1. 敷地の概要

- (1) 所在地 白河市和尚壇 2-1 他
- (2) 敷地面積 26,508 m²
- (3) 土地所有者 白河市 (一部国有地)
- (4) 埋蔵文化財 無
- (5) 用途地域 第1種住居地域
- (6) 建ぺい率 60%
- (7) 容積率 200%
- (8) 日影規制 有
- (9) 公共公益設備 水道 市水道
下水道 市下水道 (公共下水道排水区域)
電気 東北電力
ガス プロパン
- (10) 参 考 校庭について
- ・緊急指定避難所の指定を受けている。
 - ・地域の行事には、駐車場として利用可能としている。

2. 学校施設の概要

- (1) 建設年度 昭和36年5月 特別教室棟 (木造平屋建て)
昭和39年3月 特別教室棟 (木造平屋建て)
昭和47年6月 主校舎 (RC造3階建て 延床3,922 m²)
昭和49年2月 屋内運動場 (S造平屋建て 延床1,233 m²)
昭和47年2月 プール (コンクリート造 水張り25m×15m)
平成15~16年8月 軽量鉄骨校舎 (普通教室3室)

(2) 教 室

主校舎：普通教室 教室15室、特別支援教室2室、学習室、生徒会室等
特別教室 理科室2室、調理室、被服室、音楽室、図書館、PC室等
管理諸室 校長室、職員室、事務室、保健室、会議室、相談室等

軽鉄校舎：普通教室 教室3室

木造校舎：特別教室 美術室、技術室等

- (3) 耐震補強 (基準 $0.3 \leq I_s \text{ 値} \leq 0.65$) 平成22年度補強工事実施

主校舎：I_s 値 0.78~0.86

体育館：I_s 値 0.75

(4) 耐力度調査結果(基準 RC造 4,500点以上)平成26年度調査実施

主校舎:耐力度点数 3,312点~4,204点

体育館:耐力度点数 4,368点

- ・校舎及び体育館は、構造耐力が基準を満たしておらず、鉄筋、コンクリートの中性化等による劣化が数値的に示されている。

3. 生徒数の推移

白河第二中学校生徒数推計(平成29年5月1日現在)

	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1学年	173	6	159	6	167	6	143	5	153	6	144	5	153	6
2学年	172	6	173	6	159	6	167	6	143	5	153	6	144	5
3学年	177	6	172	6	173	6	159	6	167	6	143	5	153	6
特別支援	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2
計	530	20	512	20	507	20	477	19	471	19	448	18	458	19

※西郷村からの区域外就学生徒が、例年各学年10名前後見込まれる。

4. 通学区域

白河第二小学校通学区域及びみさか小学校通学区

<白河第二小学校通学区>

和尚壇 和尚壇山 北登り町 北堀切 塩路山 高山の一部 登り町 日影 南登り町
南堀切 新白河一丁目 新白河二丁目 新白河三丁目 新白河五丁目 石切場 老久保
の一部 九番町 九番町西裏 転坂 三番町 三本松の一部 七番町 鶴芝 西大沼
花見坂 風神下 風神山 風神山東 松並 米山越 一番町 立石 立石山 二番町
日向 巡り矢の一部 四ツ谷 勘定町 鷹匠町 天神町 道場小路の一部 道場町 北
堀川端 北真舟 五番町川原 細工町 昭和町 中山 中山下 中山東 中山南 仁井
町 的石前 真舟 南堀川端 南真舟 米村道北 金屋町の一部

<みさか小通学区>

大暮矢見山 大阪山 新池 新高山 高山の一部 高山西 中野山 古池 古高山 新
白河四丁目 老久保の一部 老久保山 小丸山 西小丸山 西三坂 西三坂山 東小丸
山 東三坂 東三坂山の一部 与惣小屋山 みさか一丁目 みさか二丁目 鬼越山

Ⅲ 改築等の基本理念

白河第二中学校は、本市中心地から西端に位置し、交通量の多い国道4号や大きな工場に隣接し、周辺では、集合住宅街や近年では住宅造成が行われてきた地域に位置し、学校敷地は、不成型地で狭隘な環境の立地条件のなか、創意工夫を凝らし学校行事や部活動を行うなど、文武両道の歴史と伝統を誇る中学校である。

しかしながら、主たる校舎は建築後45年を経過し、施設の老朽・設備劣化は一定範囲を超えており、耐震補強工事は行われているものの、校舎本体の構造耐力度は低下していることから、生徒、保護者、教師等を取り巻く施設環境の早急な改善が求められている。

また、学校は生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると共に、地域交流・地域防災の拠点としての役割と機能が必要とされる場所であり、多様な利用形態に対応する施設環境が求められている。

このような状況を鑑み、白河第二中学校の改築等を行うにあたっては、生徒、保護者、教師、地域、防災、良好な環境といった学校に必要な不可欠な要素が満たされた、学校づくりを目指すことが最も大切である。

Ⅳ 基本方針

1. 学校像 — 笑顔と感動と夢のある元気な学校づくり

○生徒 — すべての生徒が明るく元気に登校してくる学校

授業や部活動、友人や先生とのふれあい、学校にいる時間が楽しくなる学校をつくる。

○教師 — 教師が勤めたくなる学校

先生が、授業や部活動の指導に集中できる学校をつくる。

○保護者 — 保護者から信頼される学校

生徒の健康と安全に配慮され、安心して大切な子どもを通わせることができる学校をつくる。

○地域 — 地域のシンボルとしての学校

歴史と伝統のある学校として、地域のシンボルとなる学校をつくる。

○防災 — 防災拠点としての機能を有する学校

災害時には、避難所等として防災拠点の強化された学校をつくる。

○環境 — 環境に配慮した学校

環境に配慮し、少エネルギー化した学校をつくる。

2. 基本方針の留意事項

(1) 高機能かつ多機能で多様な学習に対応し得る弾力的な施設環境の整備

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やコンピュータその他の高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の教育内容の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な施設とする。

(2) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

生徒等の学習及び生活のための空間として、健康と安全に十分配慮するとともに、豊かな人間性を育む、文化的な環境づくりを通して、魅力に富み、快適で豊かな施設環境を確保する。また、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境を形成する。

(3) 地域コミュニティの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や社会福祉施設等との連携、地域の防災拠点としての役割を果たし、また、景観や街並みの形成に貢献することのできる施設を整備する。

V 施設改築の手法

学校建築には、新たな建物を造る「改築」、既設の建物のリファイニングによる「大規模改造」及びリファイニングに耐久性と機能性の向上を加えた「長寿命化改修」等、大きくは三つに区分される。

白河第二中学校は、昭和36年建築後56年を経過の木造校舎から主たる校舎においては、築45年を経過し、耐力度調査では基準値に達しない結果が示されており、建物本体の老朽化や各種設備の劣化は、改修等で対応できる一定範囲を超えていることから、校舎、体育館、プールを全て改築の手法により、施設整備を行うことが望まれている。

また、改築にあたっては、長期間の建築工事となることから、生徒・教職員の学校生活や学習活動等に負担を伴うため、軽減対策の一つとして、現校舎等を使いながら、新たな校舎・体育館・プールを建築していく配置計画や工事工程を検討する必要がある。

なお、仮設校舎が必要になる場合は、最小限にとどめる工程期間を工夫する。

1. 校舎（普通教室区域、管理諸室区域）

○改築

現校舎は、耐震補強工事を実施し一定の強度は確保されている現状であるが、建物本体の耐久性は、耐力度調査結果が示すように基準点（4, 500点以上）を満たしていない状態であり、学校の安心・安全を確保する必要がある。また、多様化する教育内容にも対応する必要があることから、耐久性及び機能性を向上させるため、全面的な改築を行う。

2. 校舎（特別教室区域）

○改築

校舎西側に調理室・被服室の家庭科室（準備室含む）、理科室（準備室含む）、音楽室（準備室含む）、美術室（準備室含む）、技術室（準備室含む）等配置した特別教室区域として配置し、全面的な改築を行う。

3. 屋内運動場

○改築

旧テニスコートの敷地（特別教室棟改築予定地西側）に、運動種目（武道種目を含む）に応じた面積を確保し、さらに、地域交流・防災の拠点としての役割に配慮した建物を改築する。

4. 屋外プール

○改築

昭和47年2月建築後築45年を経過し、プール水槽・歩廊のモルタル剥離やモーターポンプ・ろ過機などの機械設備及び給排水設備の老朽化が顕著に表面化し、修理保全の範囲を超えており、改善が必要であることから、全面改築を行う。

VI 具体的な諸室等のあり方

1. 基本事項

校舎は、教室区域、特別教室区域、管理諸室区域の3区域で構成し、長期的施設保全に配慮し、誰もが使いやすく、見通しが良い、デザインを採用し、可能な限りシンプル化を図る。

屋内運動場は、部活動の種目に応じた面積を確保しつつ、地域交流の拠点や防災の拠点としての機能と役割を有することも勘案し、器具庫、倉庫等の必要面積を確保する。

2. 諸室のあり方

普通教室区域

(1) 普通教室

- ・教室の数は、計画時の生徒数や将来の増減を勘案して決定する。
- ・教室の配置は、学年ごとにまとまりがあるようにする。
※案：主たる校舎1階は管理諸室を配置、2階は1・2年生、3階は3年生
- ・教室の内装は、木材または木目調の内装材をできる限り使用し、家庭環境に類似した落ち着きと温もりを感じられるものとする。
- ・教室は、採光、風通し等を考慮する。
- ・教室の設備等については、電源コンセントの数、黒板・掲示板の高さ、ロッカーの大きさなどを考慮する。
- ・教室には、クラス担任が使用する収納家具（物品庫）を備える。
- ・多様な教材を活用することから、テレビ、DVDを設置する。

(2) 特別支援教室

- ・特別支援教室は、普通教室の近くに配置する。
- ・教室の数は、計画時の生徒数や将来の増減を勘案して決定する。
- ・障がいの特徴に配慮し、感情・行動等の落ち着きを取り戻すための空間を併設する。

(3) 学年集会室（多目的室）

- ・会議や簡易な発表等ができる集会室を学年ごとに設置する。
- ・視聴覚室としても使えるよう、必要な設備を設置する。
- ・学年の行事や準備品を収納する準備室兼倉庫を設置する。
- ・集会室は、可動間仕切りにより仕切ること、少人数指導等で使用する事が出来るようにする。

(4) 昇降口

- ・昇降口は、防犯機能のある設備を設置し、職員室にモニターを設置する。
- ・緊急時に短時間で全校生徒が外へ出られるような配慮を行う。
- ・昇降口は、南向き設置が望まれる。（凍結による転倒事故防止）
- ・車椅子の出入りに配慮した、段差の無いユニバーサルな昇降口が好ましい。
- ・下足入れは、長靴も入る大きさを考慮する。
- ・傘立てを設置する。

(5) 廊下

- ・作品等を展示する場所を設置する。
- ・フローリング又は木目調の床材を可能な限り使用する。
- ・廊下の幅は、生徒の移動状況を勘案し、限られた時間内の学級・学年の集団移動に配慮し、適切は幅・広さを確保する。

(6) 生徒トイレ

- ・各階の男女ともに狭い空間の解消を図る。（既設の主たる校舎 部分的な増築）
- ・身障者用トイレは、各階に1箇所以上設置する。（改築の特別教室棟で対応）
- ・1階のトイレは、部活動時の使用や災害時の使用を想定し、外部（校庭）からの入退室が出来るよう検討する。
- ・清掃やメンテナンスを考慮したドライ方式を採用する。
- ・男子が大便をしやすい間取りに配慮をする。
- ・内装材を清掃しやすい材質にする。
- ・トイレブースは、移動距離に配慮し、適切な場所（ワンフロアー2～3箇所）に設ける。

(7) 洗面所

- ・生徒が歯磨き、うがい手洗いをするため、学年ごとに適切な数を設置する。
- ・トイレの手洗いとは別に設置する。

(8) 更衣室

- ・プライバシーに配慮し設置する。なお、管理上死角にならないような配慮も必要である。（事件・事故防止）
- ※設置に際しては、女子生徒用を優先する。

(9) ロッカー

- ・生徒の利便性に配慮し、副教材の数量にも配慮した大きさのものを個人毎に設置する。

(10) エレベーター

- ・障がいのある生徒、または怪我をした生徒のために設置する。

- ・緊急の事態を勘案し、担架での運搬にも対応する広さのものを設置する。
- ・給食運搬用との兼用とする。

(11) 学習室

- ・習熟度別学習を行うために設置する。

特別教室区域

(1) 理科室（準備室）

- ・観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を機能的に収納出来るようにする。
- ・実験用机などの各種設備を適切に設置することのできる面積、形状にする。
- ・授業内容によっては、空の観察などベランダを活用することから、広めのベランダを設置が望ましい。

(2) 技術・美術室（準備室）

- ・作品の一時保管の棚等を設置する。
- ・一時保管とは別に、鑑賞等のための展示室を設置する。
- ・道具を機能的に収納出来るようにする。
- ・生徒が安全に作業することができるよう、適切な机の間隔がとれる面積、形状にする。
- ・水道の蛇口の数、あと片付け時間を考慮した数（7～10）設置し、水がこぼれても大丈夫な床にする。

(3) 音楽室（準備室）

- ・室内に、学習する場所とは別に演奏場所を設置する。
- ・楽譜、楽器等を機能的に収納出来るようにする。
- ・良好な音響を確保し、遮音性能についても配慮する。
- ・楽器類は、大きさ重さ様々であり、各種行事等で頻繁に校舎内外に運搬することから、教室の配置や運搬手段を考慮する。

(4) 被服室（準備室）

- ・作品の展示、鑑賞等のための棚等を設置する。
- ・教材、教具を機能的に収納出来るようにする。
- ・被服室の準備室は、調理室の準備室との一体化を検討する。

(5) 調理室（準備室）

- ・適切な数の調理台、生徒の動きに配慮した間隔を考慮した広さで設置する。
- ・災害時の炊飯や配管設備を短縮化するため、1階に設置する。
- ・食器等を機能的に収納出来るようにする。
- ・換気に配慮する。
- ・床仕上げは、実習内容を考慮した材質を用いる。

(6) 図書室

- ・全生徒が利用しやすいよう、生徒の動線を考えた位置に設置し、パソコン室と隣り合わせが望ましい。
- ・パソコン室とは別に、数台のパソコンを設置することが望まれる。

(7) パソコン室（準備室）

- ・パソコン本体の適正管理のため、空調設備を設置する。
- ・電気容量に余裕を持たせ設置する。
- ・環境へ配慮し、特別教室区域の直射日光がなるべく当たりにくい場所へ設置することで空調の使用を軽減する。

(8) 生徒会室

- ・教師の指導のもと、生徒の自主的な活動を促す場として管理しやすい場所に設置する。

管理諸室区域

(1) 校長室

- ・職員室、保健室と接するような場所に設置する。
- ・外来者用玄関から連絡の良い位置に設置する。
- ・応接セット等余裕を持って置くことができる面積を確保する。

(2) 職員室

- ・不審者等が校内に立入りするのを監視することが可能で、かつ運動場や生徒の登下校が見やすい場所に設置する。併せて防犯設備モニターを設置する。
- ・職員の会議やPTAとの打合せなどが簡単に出来るよう、10人前後が集まれる空間を設置する。
- ・各種文書、教材器具等の保管するために必要な広さを持った倉庫を設置する。
- ・印刷室を設置する。
- ・夏の夜間に仕事をする時のために、網戸を設置する。
- ・机、椅子等余裕をもって置くことができる面積を確保する。
- ・適切なパソコン環境にする。(LAN構築)
- ・インターホンを校舎・体育館・プール適切場所と数を設置する。(緊急時や遠距離時に対応)

(3) 事務室

- ・外来者などを早期に認識できる位置に設置する。
- ・校長室、職員室との連絡が取りやすくなるよう配慮する。

(4) 会議室

- ・同時に複数の会議がある場合を想定し、複数設置する。
- ・教師や地域の方が夏の会議を快適に行うため、空調設備を設置する。
- ・可動間仕切りにより、会議の規模に合わせた広さに仕切れるようにする。

(5) 教職員更衣室

- ・男女別に設置する。
- ・ロッカー等、必要な備品がおける面積を確保する。

(6) 職員トイレ

- ・ドライ方式にする。
- ・内装材をタイル張りにするなど、清掃しやすい材質に変更する。

(7) 洗面所

- ・教師が歯磨き、うがい、手洗いをするために、生徒用とは別に設置する。
 - ・教職員更衣室に隣接して設置する。
- (8) 給湯室
- ・使いやすい形状で、応接しやすい位置に設置する。
- (9) 保健室
- ・校長室、職員室、カウンセリング室、相談室と連絡のとりやすい位置に、担架の入出が容易な広さのドアを備えたものを設置する。
 - ・屋外と直接出入りすることのできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する。
 - ・救急車等の車寄せが可能な位置に設置する。
 - ・怪我、汚物等に対応できる水回りを設置する。(トイレ、シャワー、洗濯機等)
 - ・プライバシー保護のため、ベッド周りにカーテンを設置する。
 - ・利用する生徒の健康面に配慮し、空調設備を設置する。
 - ・医薬品等を機能的に収納出来るよう家具を設置にする。
- (10) 小規模多目的室
- ・職員室から目の届きやすい位置に設置する。
- (いじめ、不登校、対人関係、家庭環境等の問題を抱え、クラスにとけこめない生徒が増加していることから、多目的に使用できる空間を整備する。)
- ・出入口を別にして、近くにトイレ・外への出入口がある位置に設置する。
- (11) カウンセリング室
- ・生徒の立ち寄りやすい位置へ設置し、落ち着ける空間デザインを採用する。
 - ・カウンセリング主室と待合室を設ける。
 - ・生徒、保護者が顔を会わせないような玄関近くの配置を考慮する。
- (12) 相談室
- ・生徒の立ち寄りやすい位置、一方で目立たない場所であることも配慮し、落ち着ける空間デザインを採用し複数室設ける。
- (13) 進路指導室
- ・生徒の立ち寄りやすい位置へ設置し、落ち着ける空間デザインを採用する。
- (14) 配膳室
- ・搬入、搬出しやすい広さと配置を勘案し、内装材は耐久性があり、運搬車等がぶつかっても壊れにくい材質を用いる。
- (15) 玄関
- ・学校の顔として、デザインや広さに配慮する。
 - ・庭木の保存や緑地について検討する。
- (16) 歴史展示室
- ・歴代在校生が活躍した写真やトロフィー、賞状等を展示する空間を設置する。
- (17) 中体連準備室
- ・中体連事務局校として必要な時のために設置する。
 - ・継続的に使用する物品保管等のために用具庫を設置する。

(18) 放送室

- ・生徒、先生が複数人でも利用できる面積と形状を確保する。
- ・学年別に操作できる設備が望ましい。

(19) 教材保管庫

- ・教材、教具、生徒の作品等を分類し、管理することのできる必要面積を確保する。
- ・各教科（国語、社会、数学、英語）に分類された保管庫であることや多様な仕分けが可能なスペースを確保した保管庫を設置する。

校舎全体

(1) 普通教室、特別支援教室、管理諸室の学校活動の使用頻度の多い場所には、空調設備を設置する。

(2) 必要な掲示板を設置する。

(3) ユニバーサルデザインの思想のもと、学校関係者はもとより、全ての人が使いやすいデザイン設計を用いる。

※体育館や特別教室棟の接続についてもユニバーサルデザイン化を検討する。

(4) 全室個別に施錠出来るようにする。

(5) 可能な場所には、木材を使用する。

(6) 外壁や床材等は、汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用する。

(7) 維持管理費用軽減のため、絨毯やカーペット等を可能な限り使用しないようにする。

(8) 視覚・心理的に快適な学校生活が送れるよう、施設全体の色彩計画について十分に検討する。 ※体育館や特別教室棟との一体化、調和について考慮する。

(9) 防災用の備蓄室や貯水槽、マンホールトイレの設置を検討する。

(10) 学校の配置決定後、死角が発生した場合は、防犯カメラの設置を検討する。

(11) 学校の配置決定後、校舎敷地が暗い場合は、防犯灯の設置を検討する。

(12) 太陽光発電設備の設置を検討する。（校舎・特別教室棟・体育館改築の屋上利用）

(13) 照明は、LED化を基本とし照度の確保を検討する。

(14) 学校が避難所になった際、飲み水や洗顔、手洗い等に使用する水の給水がし易い機能を持った、耐震性のある受水槽の設置を検討する。

(15) 学校が避難所になった際、プールの水をトイレの水洗に使用できるよう、プールからトイレに水を引くための配管やポンプ等の設置を検討する。

(16) 照明は、切れた際、足場を組んだりせず簡単に取り替えられるような設備の採用を考慮する。

(17) 生徒が快適に生活できるよう、換気、保温、採光、照明、騒音等に配慮する。

(18) 導入間もないエアコンは再利用し、その他の設備で利用可能なものについても再利用する。それ以外設備以外の設備（給排水設備、消防設備、暖冷房設備、電気設備、放送設備等）は、すべて更新する。

屋内運動場

(1) 校舎等からの動線に配慮し、円滑な移動等が図られるようユニバーサルデザインな通

路を設置する。

- (2) 多様な運動種目や現在の部活動種目（武道系の種目を含む）を考慮した面積、長短辺寸法、天井高等を適切に計画する。（バスケットボール2面、バレーボール4面など運動種目の特徴を考慮し、競技コートのラインがギリギリにならないよう余裕スペースを確保する。）また、武道系の種目は別フロアーに設置する。
- (3) 各種競技会場の活用を想定し、観覧、控え所のための空間を検討する。
- (4) 運動種目により、器具・用具は多様なことから、出し入れしやすい場所に適切な面積の器具庫を設置する。
- (5) 学術的行事、各種集会、生徒の学習・研究発表会等に考慮したステージ、照明機器、放送機器を設置する。
- (6) 部活動の種目に応じた部室を設置する。
- (7) 学校開放施設として、市民が利用しやすいよう外部出入口を設置し、動線を確保するとともに学校領域との区域の明確化を図る。
- (8) 地域交流の場、避難所となる場合に備え、多目的トイレ、男女更衣室、ミーティングルームを設置する。
- (9) ギャラリーは、走って周回できる幅をもたせ、修理修繕等のメンテナンスにも配慮する。
- (10) ギャラリー階段は、ステージ側の両脇に設置する。
- (11) 放送室はステージ脇に配置し、フロアー全体を見通せるような配置を考慮する。
- (12) 照明機器は、照度の明るいものを備える。
- (13) 運動部顧問の教官室（準備物・教材などの保管）を設ける。

プール施設

- (1) 生徒の動線を考慮し、渡り廊下設置の場合は、床、壁など安全性に配慮する。
- (2) プールサイドは、滑りによる転倒防止対策や速乾性のある資材を用い安全対策を図る。
- (3) 道路側や民地側には、目隠しフェンス設置により、周囲住宅へ声漏れ等に配慮する。
- (4) コースロープなど大型備品を容易に収納できる収納庫を設置する。
- (5) 多感な年代であり、男女更衣室の配置を考慮する。

校庭全体

- (1) 校舎（特別教室棟含む）改築、屋内運動場改築、プール改築の際、校庭がなるべく広くなるよう考慮する。
- (2) 屋外で行う運動種目の適切な面積を確保し、走り幅跳びや走り高跳びは別々のスペースを確保した配置を考慮する。また、多様な競技の用具倉庫を整備する。
- (3) 部活動種目に応じた部室を整備する。
- (4) 屋外トイレを整備する。
- (5) 植栽整備については、木陰となる部分を確保するとともに、老木、危険木は伐採する。
- (6) 教育関係の会議や地域の行事の際に利用できるよう、可能な限り多数の駐車場を整備する。また、駐輪場についても同様に整備する。

- (7) 生徒送迎に配慮し、舗装した送迎場所を整備する。
- (8) 特別支援学級生徒の教育の一貫である屋外菜園と水場を設置する。

VII 今後の課題

1 敷地拡張の検討

・白河第二中学校運動場（校庭）は、不成型地（三角形に近い）のため、15,162㎡の広さを有しているものの、外での部活動4競技（野球、サッカー、テニス、陸上）の練習場所確保に苦慮している。

サッカー部においては、近隣の市所有の公園を練習場所として確保しており、自転車移動により、交通事故の懸念や練習時間の制約があり、一方では、一定の時間学校に公園を使用させていることで、本来の公園としての役割が果たせていないなどの問題があり、学校敷地に関して、校舎北側の民地及び校庭西側の民地の収用について、敷地拡張の検討が今後の課題となる。

なお、校舎北側民地は12月現在において、拡張の見込があることから、校舎・体育館・プール等の建築にあたっては、限られた学校敷地を最大限有効な活用を図る配置設計が求められる。

2 生徒推移による学校規模等の検討

・白河第二中学校は、本市西側端に位置し、例年、隣接する西郷村から区域外就学や保護者の生業の関係による学区外就学者が入学している。

全国的に児童・生徒は減少傾向にあり、本市においても例外ではないところであるが、福島県の30人学級基準は、数名の増減で学級数の増加に対応しなければならない状況が想定されることから、白河第二中学校の特徴的な事情として、区域外就学者、学区外就学者への対応を想定した学校規模の検討や小学校通学区の再編を含めた検討が今後の課題となる。

添付資料

資料 1・・・案内図

資料 2・・・敷地配位置図（現況）（A3出力S1:1,000）

資料 3・・・白河第二中学校 必要諸室等の規模（校舎、体育館、プール）